

浦 監 第 103号
平成17年2月22日

浦安市監査委員	醍 醐	敦
同	菊 原	栄 三
同	平 野	芳 子

平成16年度定期監査（市民経済部）の結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表します。

平成16年度定期監査（市民経済部）の結果報告書

1. 監査の範囲

平成16年4月1日から11月30日に執行された財務に関する事務の執行等

2. 監査対象部局

市民経済部

3. 監査の実施期間

平成16年12月1日から平成17年1月28日

4. 監査の観点及び方法

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかを主眼に書類審査、質問審査を実施した。

5. 監査の結果

次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。

(1) 市民課

シルバー人材センターへの葬祭具の運搬及び飾り付け業務の委託契約額については、その業務の特殊性からシルバー人材センターとの協議により決定しているとのことだが、契約に当たっては積算根拠を明確にされたい。

駅前行政サービスセンターにおけるケーブルテレビについては、経費削減の観点から、必要性や利用方法等について、再度、検討されたい。

(2) 地域活動支援課

市民保養所「蓼科山荘」の管理運営委託は、平成9年8月に開設して以来、A社と一社随意契約を行っている。平成15年1月に行った定期監査の際には、一社随意契約を改め競争原理を働かせるよう求めたが一向に改善されていない。平成18年度において、指定管理者制度による業者選定を行うとの回答であったが、速やかに一社随意契約の解消に向けた、検討を行うよう要求する。また、宿泊稼働率も年々低下傾向にあることから、利用者ニーズの適切な把握や施設利用の宣伝を強化するなど、有効活用が図れるよう検討されたい。

交通事故相談を行う際、千葉県から派遣された相談員の昼食が食糧費か

ら毎回支出されている。報酬を得ている相談員に対し昼食を提供することは相応しくない。早期に廃止するよう求める。

自治会運営費補助金については、各自治会へ一律 210,000 円、各世帯単価 300 円、各役員単価 3,000 円で交付されている。66 ある自治会の役員数を調べたところ、3 名から 173 名の開きがあり、役員の定義、人数が定められていなかった。役員単価において積算すると、510,000 円（170 名×3,000 円）もの格差が生じていた。このような積算根拠では、公平性を確保しているとは言いがたく、早急に改善を求める。また、自治会活動が盛んになることは、市、地域住民にとって互いに有意義なことであるが、自治会とは住民の福利を目的とした自主的な団体で自治的に運営していくものであり、市より多額の補助金を継続的に補助していくことには、疑問を生じる。自治会に対しては、ごみゼロ課や防災課からも補助金を支出しており、補助金交付の効果から判断して統合や廃止、見直しを行う必要が無いか、全庁的に検討されたい。

（ 3 ）商工観光課

河川敷における釣り場ごみ清掃業務については、管理者と協定書を締結する等文書により取り決め、実施されたい。

経営相談及び労政相談については、相談件数が少ないことから、さらに PR に努めるなど相談件数の増加が図られるよう努力されたい。

（ 4 ）国保年金課

国民健康保険税の徴収率は、87.10%（平成 15 年度現年分）で近隣市と比較して低くなっており、滞納額は、397,199,790 円にも上っている。決算審査においても徴収になお一層努力するよう指摘しているが、保険税の滞納が増え続けることになれば制度そのものの円滑な運営に支障を来すとともに、一般会計からの補填も増加し税負担の公平性は保たれない。平成 14 年度に行った定期監査では、滞納者の現況を把握し、悪質と思われる滞納者に対して早期に資格証明書の交付や滞納処分等の処置を行うとの説明があったが、この二年間に具体的な措置は、講じられていなかった。現況を厳しく捉え、対策を早急に検討されたい。委託契約を確認したところ、予算計上がなく 5 つの事業が契約されており、これらは、予算計上漏れとの説明であった。予算の執行に当たっては、浦安市予算規則により、事務の計画的かつ効率的な遂行を期すよう定められており、適正さに欠けている。今後このようなことが発生しないよう、管理徹底を求める。